

特定調達品目及び判断の基準等の 見直しの概要（案）

1. 本年度の見直しのポイントについて
2. 主な見直し品目に係る判断の基準等について
3. 令和4年度継続検討品目等について
4. その他の検討事項・品目等

令和3年12月15日

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和3年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボン・オフセットされた製品等の取扱い

令和3年度における見直し品目一覧及び概要【1/3】

令和3年度の検討において、

- 基本方針（前文）に**2050年カーボンニュートラル**、脱炭素社会の実現に係る記載の追加、プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品に係る記載の追加等
- 新規追加品目は**3品目**、判断の基準等の見直し品目は**59品目**（用語の統一・変更を含み、文具類、オフィス家具等に係る共通の判断の基準の見直しを除く）

令和4年度の特定調達品目は3品目が追加され**22分野285品目**

新規追加品目

分 野 等	品目及び概要等
文具類	「テープ印字機等用力セット」及び「テープ印字機等用テープ」の2品目を新規追加 ○ 文具類共通の判断の基準又は再使用・再生利用等に係る判断の基準（エコマーク認定基準に準拠）を設定
節水機器（設備分野）	「給水栓」を新規追加（現行の「節水機器」を「節水器具」に変更） ○ 給水栓については節水性能、省エネルギー性能等に係る判断の基準を設定

令和3年度における見直し品目一覧及び概要【2/3】

判断の基準等の見直し品目一覧（1/2）

分野又は品目	変更の概要等
文具類	○ 新たに2品目の追加、 <u>タイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用</u> 、単一素材化等の文具類共通の配慮事項への追加等
電子計算機等	○ 電子計算機（クライアント型）については省エネルギー性能に係る判断の基準を強化（トップランナー基準への引き上げ又は国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準に変更） ○ 磁気ディスク装置については新たなトップランナー基準との整合及び市場への供給状況等を踏まえ省エネルギー性能に係る判断の基準を設定 ○ ディスプレイについては省エネルギー性能に係る判断の基準を国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準に変更
デジタル印刷機	○ 特定の化学物質の使用に係る配慮事項を判断の基準に格上げ
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 年間消費電力量に係る判断の基準の強化及び2段階の判断の基準を引き続き設定。併せて6か月間の経過措置を設定
テレビジョン受信機	○ 新たなトップランナー基準に整合した暫定的な判断の基準を設定。対象に有機ELテレビを追加。併せて1年間の経過措置を設定
自動車	○ 乗用車については電動車等の調達に限定、乗用車以外の自動車については可能な限り電動車等、少なくとも次世代自動車又は一定の燃費基準値等を満たした自動車 ○ ハイブリッド自動車及び乗用車以外の自動車の燃費基準の強化

令和3年度における見直し品目一覧及び概要【3/3】

判断の基準等の見直し品目一覧（2/2）

分野又は品目	変更の概要等
乗用車用タイヤ	○ 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準を設定
制服、作業服	○ <u>タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用</u>
節水機器	○ 新たに「給水栓」を追加するとともに、現行の「節水機器」の名称を「節水器具」に変更 ○ 給水栓として、節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、時間止め水栓、定量止め水栓、自動水栓（自己発電機能付・AC100Vタイプ・乾電池式）、手元止水機能を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓及び水優先吐水機構を有する水栓を対象とし、各水栓に係る判断の基準等を設定
食堂	○ 有機農業で生産された農産物、加工品の活用を配慮事項に設定
清掃	○ <u>タイプI環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用</u>
輸配送	○ 繰り返し使用可能な荷崩れ防止ベルトの活用を配慮事項に設定

本年度のエコマーク認定基準の活用は文具類、制服、作業服及び清掃の88品目

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和3年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボン・オフセットされた製品等の取扱い

■ 「政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）」における公用車に係る目標等

- ➡ 政府の公用車については「代替可能な電動車※がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする」

※ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）及びハイブリッド自動車（HV）

■ 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における電動車の普及目標等

- ➡ 2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現できるように包括的な措置を講じる
- ➡ 商用車については、8t以下の小型の車について2030年までに新車販売で電動車20～30%、2040年までに新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指し、車両の導入やインフラ整備の促進等の包括的な措置を講じる
- ➡ 8t超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指すとともに、水素や合成燃料等の価格低減に向けた技術開発・普及の取組の進捗も踏まえ、2030年までに2040年の電動車の普及目標を設定する

自動車に係る見直しの基本的考え方

政府において策定又は改定されている計画・目標等

- ① 政府実行計画における電動車に係る目標【再掲】
 - ➡ 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車、ストックでも2030年度までに全て電動車
- ② グリーン成長戦略における電動車の普及目標【再掲】
 - ➡ 乗用車は2035年までに新車販売で電動車100%、商用車（8トン以下）は2030年までに新車販売で電動車20～30%等
- ③ 新たな燃費基準値の設定（省エネ法トップランナー基準への対応等）
 - ➡ 昨年度の協議においてエコカー減税との整合を図る観点から継続検討事項



計画・目標等及び従前の経緯を踏まえた判断の基準等の見直し

1. 代替可能な自動車は全て電動車等（従前の経緯から電動車+水素自動車）
 - ➡ 乗用車については電動車等に限定（HVは排ガス基準及び燃費基準設定）
 - ➡ 乗用車以外の5車種については2段階の判断の基準を設定、基準値1は電動車等、基準値2は次世代自動車又は一定の燃費基準を満たす自動車
2. 燃費基準値は税制改正大綱の「エコカー減税」等を参考に設定
 - ➡ エコカー減税（重量税）の燃費基準値を参考（乗用車は2030年度燃費基準値60%達成レベル）。ただし、当該車種の供給状況等を踏まえ対応

自動車に係る判断の基準の見直しの概要【燃費】

自動車の種類		燃費※ ¹ に係る判断の基準の改定案		① 現行の燃費基準値※ ² ② 燃費基準値改定案※ ²
		基準値 1	基準値 2	
乗用車※ ³		電動車等※ ⁴ （2段階の判断の基準は設定しない） 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		① 令和2（2020）年度燃費基準値 ② 上記①達成かつ令和12（2030）年度燃費基準値 <u>60%達成</u> レベル
小型バス※ ⁵		電動車等	次世代自動車※ ⁶ 又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（据え置き）
小型貨物車※ ⁷		電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル（ <u>軽貨物車</u> 及び <u>中量貨物車</u> ）又は <u>+15%超過達成</u> レベル（ <u>軽量貨物車</u> ）
重量車	バス等※ ⁸	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%超過達成</u> レベル
	トラック等※ ⁹ トラクタ※ ¹⁰			

※1：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については現行（令和3年2月）の基準を据え置き

※2：①は現行の燃費に係る判断の基準、②は燃費に係る判断の基準の改定案

※3：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※4：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※5：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※6：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

※7：車両総重量3.5t以下の貨物自動車

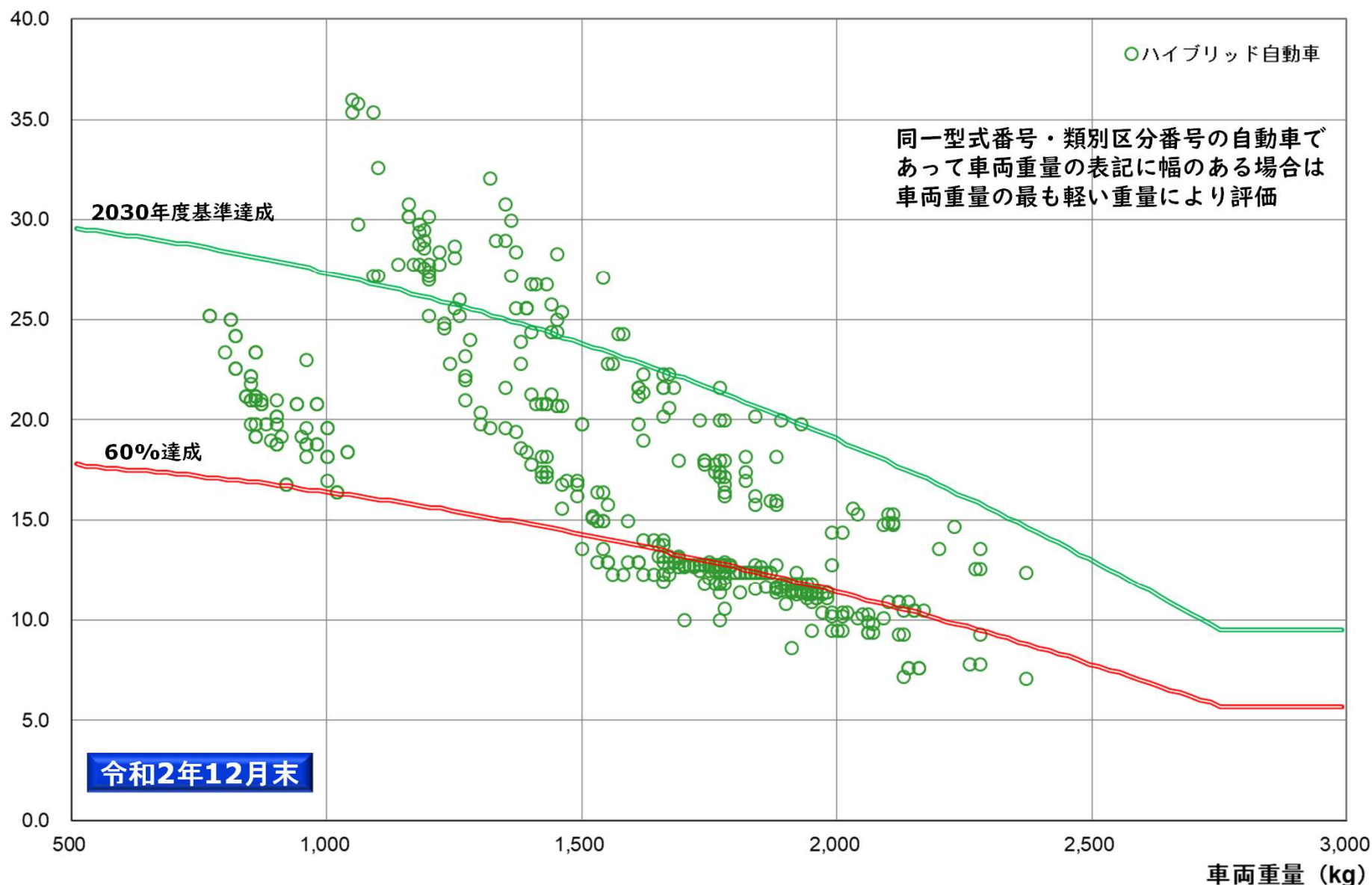
※8：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車

※9：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）

※10：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

ガソリンHVの車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和3年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボン・オフセットされた製品等の取扱い

■ 文具類（現行83品目）

- ➡ 文具類はグリーン購入法施行当初から特定調達品目として多くの品目が対象。現行の基本方針において特定調達品目**282品目**中**83品目**に該当※
 - ※ エコマーク認定商品数も多く、全認定商品数**45,633**のうち、文具・事務用品（商品類型**No.112**）の認定商品数は**10,184**（**2021年12月7日**現在）
- ➡ 文具類共通の判断の基準としては紙製、プラスチック製等の素材に着目した再生材料の配合率やバイオマスプラスチックの配合等を設定

- 「テープ印字機等用力セット」及び「テープ印字機等用テープ」の**2品目**を新たに特定調達品目に追加
 - ➡ **2品目の追加により文具類は85品目**
- 文具類共通の判断の基準としてエコマーク認定基準（商品類型No.112）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - ➡ グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）
- 単一素材化等について文具類共通の配慮事項として追加
- 主要材料の定義を記載（備考**10**）。なお、主要材料が金属類の場合であって、特に金属の重量比が高い品目・製品については、令和4年度に検討を実施
- プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等への対応については、令和4年度において引き続き検討を実施

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和3年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボン・オフセットされた製品等の取扱い

プラスチックに係る判断の基準等の見直し

○ 電子計算機（クライアント型）

- ➡ クライアント型電子計算機については、シンククライアントを除き「少なくとも筐体又は部品の一つに」再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求めているところ

- シンククライアントについても再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求める

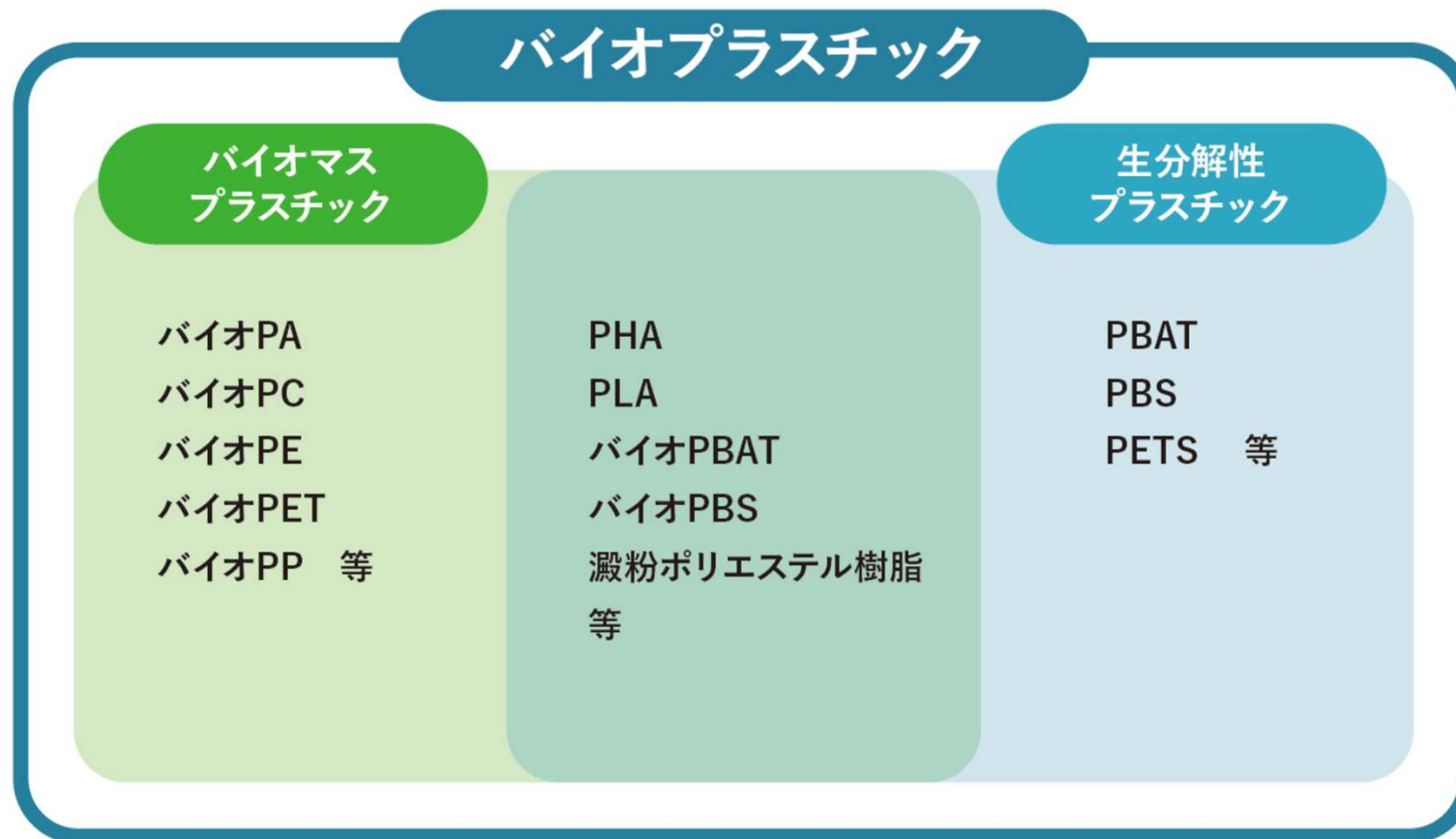
○ 庁舎等において営業を行う小売業務及びプラスチック製ごみ袋

- ➡ 小売業務のワンウェイのプラスチック製買物袋（レジ袋）のバイオマスプラスチック配合率及びプラスチック製ごみ袋のバイオマスプラスチック又は再生プラスチック配合率に係る判断の基準に設定されている経過措置

- 小売業務（レジ袋）及びプラスチック製ごみ袋に設定している経過措置を終了し、バイオマスプラスチック配合率を25%以上（併せてごみ袋については再生プラスチック配合率40%以上）

用語の統一【1/2】

- 「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に整合するよう、現行の基本方針において使用している「植物を原料とするプラスチック」を「バイオマ
スプラスチック」へ用語を統一



バイオプラスチックの定義

資料：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

バイオプラスチックの定義

プラスチックの種類	定 義
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
生分解性プラスチック	プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つ。原料として植物などの再生可能な有機資源、又は、化石資源を使用したもの
バイオプラスチック	バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称

資料：「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和3年1月）

バイオマスプラスチックへの変更一覧

「バイオマスプラスチック」へ用語を変更した品目一覧

分野	品目
文具類	共通の判断の基準等（プラスチックを主要材料としている品目）
オフィス家具等	共通の判断の基準等（プラスチックを主要材料としている品目）
電子計算機等	電子計算機、磁気ディスク装置、記録用メディア
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
制服・作業服等	制服、作業服、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	防球ネット、旗、のぼり、幕
役務	庁舎において営業を行う小売業務、クリーニング、引越輸送
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① 令和3年度における見直し品目一覧及び概要
- ② 自動車に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 文具類に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ プラスチックに係る判断の基準等の見直しについて
- ⑤ カーボン・オフセットされた製品の取扱いに係る検討

■ カーボン・オフセットの活用

- ① 新たな地球温暖化対策計画におけるJ-クレジットの位置づけ
 - 2050年カーボンニュートラル（2030年度に2013年度比▲46%、さらに▲50%の高みに挑戦）を目指す新たな計画においても「J-クレジット制度の活性化」を「目標達成のための分野横断的な施策」として位置づけ
 - J-クレジット制度は、信頼性・質の高いクレジット制度として認知されており、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上でも必要な制度
 - 特に「国の率先的取組」において「カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う」こととされている
- ② カーボン・プライシング等における議論
 - グリーン成長戦略（令和3年6月）においてカーボンフリー価値の取引市場やJ-クレジットによる取引市場を整備しており、更なる強化を検討するとされている

カーボン・オフセットの取組の推進、国や地方公共団体、民間等におけるJ-クレジット活用による需要拡大等が求められているところ、グリーン購入法においても、こうしたカーボン・オフセットの取組や需要の拡大に向けた対応に可能な限り寄与することが必要

■ グリーン購入法におけるカーボン・オフセット活用の考え方

- 対象品目（物品又は役務）に係る判断の基準等の設定により調達を進めることから、当面「オフセット製品・サービス」を対象に検討を実施
 - ① カーボン・オフセットされた物品等として市場に供給されていること
 - ② 認証されたクレジット（J-クレジットなど）によるオフセットが必要
 - ③ 第三者機関により物品等のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量の検証等を受けるとともに、温室効果ガス排出量全量のオフセットを行うことが必要
 - ④ オフセットされた物品等については当該品目に設定されている一部又は全部の判断の基準を満たすものとして取り扱う
 - ➡ 例えば使用段階におけるエネルギー削減に係る判断の基準を対象
- クレジットの更なる活用を図るため、対象品目の拡大等の検討を実施



- カーボン・オフセット活用の考え方を踏まえ、先行してコピー機等3品目について「カーボン・オフセットされた製品」として調達対象とすることを検討
 - ➡ 業界団体との協議において多くの事業者が早期に対応することが困難、カーボン・オフセットに用いるインベントリの精緻化が必要等の意見が出され、現段階で導入することは困難であると判断。令和4年度引き続き検討

2. 主な見直し品目に係る判断の基準等 について

① 電子計算機（クライアント型）

- ➡ 電子計算機（クライアント型）については令和元年度及び2年度において判断の基準等に係る見直しを実施したところ
- ➡ クライアント型電子計算機については令和4（2022）年度目標の省エネ法トップランナー基準に準拠して省エネルギー性能に係る判断の基準を設定
- ➡ 国際エネルギースタープログラムはVersion8.0が施行
 - ➡ 現行の判断の基準としては製品の供給状況を踏まえトップランナー基準の85%達成レベルを設定（国際エネルギースタープログラムVersion7.0でも可）

- 電子計算機（クライアント型）のエネルギー消費効率に係る判断の基準は、現行のトップランナー基準の85%達成レベルからトップランナー基準へ引き上げるとともに、国際エネルギースタープログラムVersion8.0の基準を満たすことでも可
- シンククライアントは適用除外としていた筐体又は部品への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用を求めることとし、電子計算機（クライアント型）はすべて判断の基準として設定

② 磁気ディスク装置

- ➡ 新たなトップランナー基準に関する検討結果が令和2年8月にとりまとめられ、令和3年4月19日に施行

- 磁気ディスク装置については、新たなトップランナー基準との整合及び区分ごとの製品の市場への供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を設定

判断の基準の見直しの考え方

省エネ性能に係る判断の基準の見直し（強化）に当たっては、以下の考えに基づき検討を実施

1. 省エネ性能（年間消費電力量）に係る判断の基準は従前のとおり、省エネ基準達成率を指標とすること
2. 電気冷蔵庫等に係る現行のトップランナー基準の目標年度は令和3（**2021**）年度であることから、少なくとも当該基準の達成は必須とする基準を設定すること
3. より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、引き続き2段階の判断の基準を設定すること

- 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の基準値2は省エネ基準達成（現行は86%）、基準値1は省エネ基準105%達成レベル（同100%）
- 電気冷凍庫の基準値2は省エネ基準達成（現行は88%）、基準値1は省エネ基準110%達成レベル（同100%）
- 併せて令和4年9月までの経過措置を設定

判断の基準の見直しの考え方

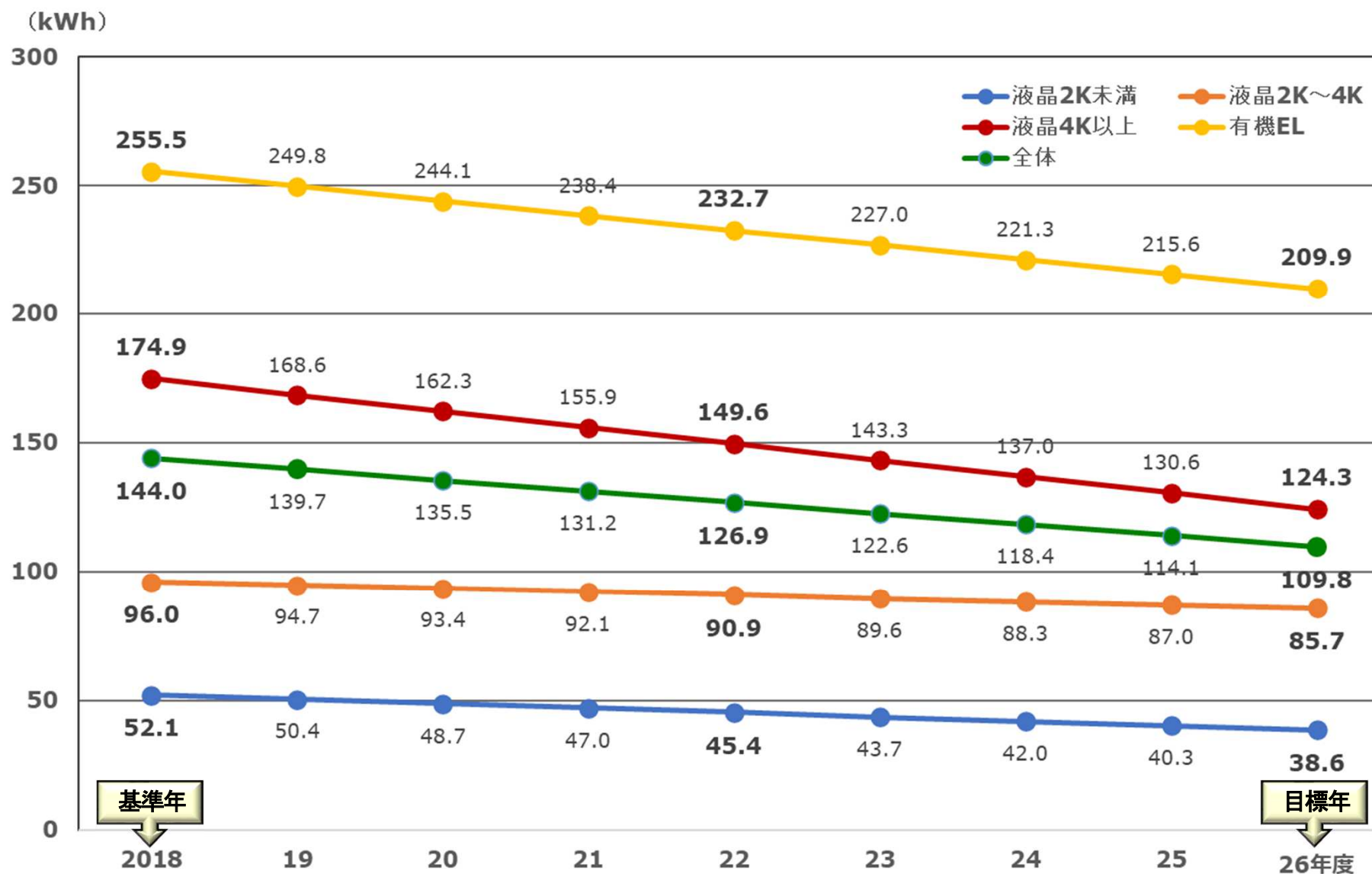
令和4年度におけるテレビジョン受信機の省エネ性能に係る判断の基準の見直し（暫定値）に当たっての考え方は、以下のとおり

1. 省エネ性能に係る判断の基準は従前のとおり区分別（パネル種類及び画素数）の省エネ基準達成率をベースに検討すること
2. テレビジョン受信機に係る新たなトップランナー基準（目標年度**2026**年度）においては、2018年度を基準年度として目標値等が設定されていることから、基準年度及び目標年度におけるエネルギー消費効率（年間消費電力量）から暫定的（令和4年度に再検討）に判断の基準を設定
3. 現行の判断の基準（旧基準）については**1年間の経過措置**を設定

省エネ性能に係る判断の基準の設定に当たって

- 基準年度としては新たなトップランナー基準の基準年度である**2018**年度又は**2022**年度が考えられるが、暫定的な基準として設定することから、より緩い基準となる基準年度（**2018**年度）の数値を採用
- 区分別（液晶**3**種類及び有機**EL**の**4**区分）に判断の基準を設定

テレビジョン受信機に係る基準値及び目標値



○ 乗用車用タイヤ

- ➡ 現行の判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況（交換用として供給されている夏用タイヤ）は令和元（**2019**）年において**79.1%**、令和2（**2020**）年において**81.1%**※
 - ※ （一社）日本自動車タイヤ協会調査
- ➡ 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準の設定可能性については昨年度より継続検討事項
- ➡ タイヤ騒音に係る規制への適合タイヤへの代替の進捗状況を踏まえた検討

- 
- 転がり抵抗係数に係る2段階の判断の基準を設定
 - ➡ 基準値1は低燃費タイヤラベリング制度「**AA等級**」、基準値2は同「**A等級**」
 - 低騒音タイヤに係る判断の基準等の設定の可能性については、令和**5（2023）**年**1月**開始予定の低騒音タイヤの普及促進制度の浸透具合を踏まえ改めて検討

3. 令和4年度継続検討品目等について

令和4年度継続検討品目等について

- 令和3年度において判断の基準等の見直しに関する検討を実施した結果、令和4年度も引き続き検討を行うことが適当と判断された品目等は下表のとおり

分野又は品目	継続検討事項等
文具類	○ 特に金属重量比の高い品目・製品への対応について継続検討 ○ プラスチック資源循環促進法に基づく認定プラスチック使用製品等への対応について継続検討
コピー機等3品目他	○ <u>カーボン・オフセットされた製品の取扱い</u>についてコピー機等3品目を対象に検討。併せて<u>対象品目の拡大</u>についても検討
テレビジョン受信機	○ 暫定的に設定したエネルギー消費効率に係る判断の基準について供給状況等を踏まえ<u>改めて判断の基準を検討</u>
エアコンディショナー等	○ 家庭用エアコンディショナーは次期トップランナー基準の改定と整合を図る観点から継続検討 ○ 業務用エアコンディショナーはR32冷媒への転換後に次期トップランナー基準を検討予定。令和4年度以降も継続検討 ○ ガスヒートポンプ式冷暖房機の期間成績係数に係る判断の基準について供給状況等を踏まえ令和4年度以降も継続検討
エネルギー管理システム及び庁舎管理	○ 庁舎管理については現在検討を実施している環境配慮契約法に基づく建築物に係る契約に係る検討結果を踏まえた対応を図る ○ エネルギー管理システム（BEMS）については庁舎管理と併せて検討を実施することが適当と判断

4. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環促進法及びバイオプラスチック導入ロードマップ等を踏まえ、バイオマスプラスチック及び再生プラスチックの利用促進に関する検討を実施したところ。個別品目の対応については前述のとおり
- 平成18年2月に林野庁が作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は現段階で改定されない見通しであることから、引き続き経過措置を延長

(2) 経過措置等設定項目

- 経過措置等を設定している品目については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長について検討を実施。本年度は下表の対応

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応
テレビジョン受信機	受信型サイズ39V型以下の消費電力量。なお、テレビジョン受信機については次年度引き続き判断の基準等の見直しを検討	終了
庁舎等で営業を行う小売業務	令和3年2月19日以前に製造されたレジ袋に対する経過措置	終了
プラスチック製ごみ袋	令和3年2月19日以前に製造された製品に対する経過措置	終了
木材・木材を原料とする品目	合法性証明に係る「ただし書」	延長

(3) 用語の修正

- 国際エネルギースタープログラム運用細則と整合し、複合機及びプリンタ等のプリンタ・プリンタ複合機の「プロ用」の表現を「業務用」に修正

(4) 令和4年度の定期見直しに向けて

- 令和4年度の定期見直し対象の9分野37品目（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施中（現段階における対象品目）

分 野	品 目
オフィス家具等	全品目（ 10品目 ）
家電製品	電気便座
照明	LED照明器具、電球形状のランプ（電球形LEDランプ）
自動車等	自動車（ <u>本年度の見直しを踏まえ必要性を検討</u> ）、2サイクルエンジン油
消火器	消火器
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム
設備	太陽光発電システム、燃料電池、日射調整フィルム
災害備蓄用品	全品目（ 10品目 ）
役務	自動車専用タイヤ更生、加煙試験、タイルカーペット洗浄、自動車整備、輸配送、旅客輸送（自動車）、引越輸送